



県章

三重県公報

平成19年3月30日(金)

号外

目次

告示

県道の路線認定の一部改正.....	(道路保全室)	2
同件.....	(同)	2
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	5
同件.....	(同)	6
同件.....	(同)	6
同件.....	(同)	6
同件.....	(同)	6
同件.....	(同)	6
同件.....	(同)	7
同件.....	(同)	7
同件.....	(同)	7
同件.....	(同)	7
同件.....	(同)	7
同件.....	(同)	7
同件.....	(同)	8
同件.....	(同)	8
同件.....	(同)	8
同件.....	(同)	8
同件.....	(同)	8
同件.....	(同)	8
同件.....	(同)	9
同件.....	(同)	9
同件.....	(同)	9
同件.....	(同)	9
同件.....	(同)	9
同件.....	(同)	10
同件.....	(同)	10
同件.....	(同)	11
同件.....	(同)	11
同件.....	(同)	11
同件.....	(同)	11
同件.....	(同)	11
同件.....	(同)	12

三重県告示第267号

県道の路線認定（昭和30年三重県告示第179号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表5の項中「5」を「4」に、「阿比郡栢植町」を「伊勢市」に、「滋賀県膳太郎町」を「滋賀県彦根市」に改める。

表7の項中「7」を「6」に改め、「三書郡榑町」を削る。

表12の項中「12」を「10」に、「鈴鹿郡関町」を「亀川市」に改め、「京坂郡栢本村」を削る。

表14の項中「宇治川田村」を「伊勢市」に、「度会郡五ヶ所町」を「度会郡榑伊勢町」に改める。

表19の項中「19」を「17」に、「松阪郡浜島町」を「松阪市」に、「松阪郡磯方町」を「松阪市」に改める。

表21の項中「21」を「18」に、「桑名市大字桑名鍛町」を「桑名市」に改める。

表22の項中「22」を「19」に、「舞市米町」を「舞市」に改める。

表23の項中「23」を「20」に、「松阪市日野町」を「松阪市」に改める。

表24の項中「24」を「21」に、「川田停車場」を「伊勢市停車場」に、「宇治川田村側三田」を「伊勢市」に改める。

三重県告示第268号

県道の路線認定（昭和34年三重県告示第17号の2）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表26の項中「桑名郡多度町」を「桑名市」に改める。

表108の項中「108」を「22」に、「度会郡榑伊勢町」を「度会郡榑伊勢町」に、「度会郡度会村」を「度会郡度会町」に改める。

表32の項中「松阪郡磯部町」を「松阪市」に改める。

表112の項中「松阪郡磯部町」を「松阪市」に、「阿比郡浜島町」を「松阪市」に改める。

表201の項中「川田停車場」を「伊勢市停車場」に改める。

表204の項中「木本港紀伊木本停車場線」を「木本港熊野市停車場線」に、「紀伊木本停車場」を「熊野市停車場」に改める。

表404の項中「404」を「3」に、「員弁郡大安町大字宇賀子石田」を「いなく市大安町宇賀子石田」に改め、「鴨住船場川井町」を削る。

表407の項中「鈴鹿郡鈴峰村大字三畑」を「鈴鹿市鈴峰三畑」に改め、「鈴鹿市」を削る。

表410の項中「安芸郡安濃町字舞土」を「舞市安濃町舞土」に改め、「安芸郡豊里村」を削る。

表411の項中「安芸郡美里村大字大倉」を「舞市美里町大倉」に改め、「安芸郡安濃村」を削る。

表133の項中「阿比郡伊勢町」を「伊勢市」に改め、「阿比郡阿比町」を削り、「滋賀県甲賀郡甲賀町」を「滋賀県甲賀市」に改める。

表781の項中「奈良県山辺郡栢村」を「奈良県奈良市」に、「奈良県宇陀郡宇陀村」を「奈良県宇陀市」に改める。

表60の項中「多気郡三和町」を「多気郡田和町」に改める。

表421の項中「多気郡勢和村」を「多気郡多気町」に改め、「多気郡多気町」を削る。

表426の項中「426」を「46」に、「度会郡南宮町河内宇田口」を「度会郡榑伊勢町河内宇田口」に、「多気郡大谷町大字上郷」を「多気郡大谷町上郷」に、「度会郡大谷町」を「度会郡大紀町」に改める。

表428の項中「度会郡小保町」を削る。

表501の項中「1級国道1号線交点」を「1級国道1号交点」に改める。

表502の項中「三書郡榑町」を「阿比郡栢」に、「1級国道113号線交点」を「1級国道113号交点」に改める。

表503の項中「1級国道1号線交点」を「舞市」に、「1級国道大原舞線交点」を「1級国道百六十五号交点」に改める。

表504の項中「1級国道1号線交点」を「1級国道1号交点」に改める。

表505の項中「一級国道一号線交点」を「一般国道一号交点」に改める。

表506の項から510の項までの規定中「一級国道一十三号線交点」を「一般国道一十三号交点」に改める。

表511の項中「一級国道一十三号線交点」を「県道伊勢小俣松阪線」に改める。

表514の項及び515の項中「主要地方道形摩大王鷲乃線交点」を「一般国道一五六号交点」に改める。

表518の項及び520の項中「一級国道一号線交点」を「一般国道一号交点」に改める。

表521の項中「一級国道四号市港線交点」を「一般国道百六十四号交点」に改める。

表522の項中「一級国道一十三号線交点」を「一般国道一十三号交点」に改める。

表525の項中「一級国道大阪津線交点」を「一般国道百六十五号交点」に改める。

表529の項中「相可口停車場」を「多返停車場」に、「一級国道一十三号線交点」を「一般国道一十三号交点」に改める。

表530の項中「一級国道一十三号線交点」を「一般国道一十三号交点」に改める。

表531の項中「一級国道一十三号線交点」を「一般国道一十三号交点」に改める。

表535の項から538の項まで、540の項及び542の項中「一級国道和歌山松阪線交点」を「一般国道四十一号交点」に改める。

表543の項中「一級国道大阪津線交点」を「一般国道百六十五号交点」に改める。

表546の項中「阿保停車場」を「青山停車場」に、「一級国道大阪津線交点」を「一般国道百六十五号交点」に改める。

表549の項中「主要地方道久居家城榎原線交点」を「県道久居家城榎原線交点」に改める。

表550の項中「一級国道一十三号線交点」を「一般国道一十三号交点」に改める。

表553の項中「一級国道一十三号線交点」を「一般国道一十三号交点」に改める。

表555の項中「主要地方道彦根桑名線交点」を「一般国道四十一号交点」に改める。

表556の項中「主要地方道員弁菰野線交点」を「県道菰野栗原線交点」に改める。

表557の項中「主要地方道彦根桑名線交点」を「一般国道四十一号交点」に改める。

表559の項中「主要地方道津彦根線交点」を「一般国道三百六号交点」に改める。

表562の項中⁵⁶²を「44」に、「一級国道一号線交点」を「一般国道一号交点」に改める。

表563の項中「一級国道一十三号線交点」を「一般国道一十三号交点」に改める。

表564の項中「一級国道一十三号線交点」を「一般国道一十三号交点」に改める。

表565の項中「一級国道一号線交点」を「一般国道一号交点」に改める。

表567の項中「一級国道大阪津線交点」を「県道奈良名張線」に改める。

表569の項中「一級国道大和富田松阪線交点」を「一般国道百六十六号交点」に改める。

表34の項中「一級国道和歌山松阪線交点」を「一般国道四十一号交点」に改める。

表107の項中「員弁郡藤原町大字下野尻」を「いなく市藤原町下野尻」に、「岐阜県養老郡上石津町時」を「岐阜県大垣市上石津町時」に改める。

表606の項中「員弁郡藤原村大字鼎」を「いなく市藤原町鼎」に、「同 郡北勢町大字田辺」を「いなく市北勢町田辺」に改める。

表607の項中「員弁郡北勢町大字畑毛」を「いなく市北勢町畑毛」に、「同 郡藤原村大字本郷」を「いなく市藤原町本郷」に改める。

表608の項中「員弁郡北勢町大字畑毛」を「いなく市北勢町畑毛」に、「同郡同町大字阿下重」を「いなく市北勢町阿下重」に改める。

表609の項中「員弁郡北勢町大字東員野」を「いなく市北勢町東員野」に改める。

表610の項中「員弁郡北勢町大字南中津原」を「いなく市北勢町南中津原」に、「同郡員弁町大字畑新田」を「いなく市員弁町畑新田」に改める。

表611の項中「員弁郡員弁町大字大泉」を「いなく市員弁町大泉」に、「桑名郡多度町」を「桑名市」に、「員弁郡栗原村」を「員弁郡栗原町」に改める。

表614の項中「員弁郡藤原村大字篠立」を「いなく市藤原町篠立」に、「同 郡同 村大字下野尻」を「いなく市藤原町下野尻」に改める。

表643の項中「安芸郡河芸町大字三行」を「津市河芸町三行」に改める。

表645の項中「安芸郡河芸町大字上野」を「津市河芸町上野」に改める。

表647の項中「亀山市大字白木」を「亀山市白木」に改める。

表651の項中「安芸郡河芸町大字三行」を「津市河芸町三行」に、「同 郡同 町大字上野」を「津市河芸町上

町」に改める。

表653の項中「安芸郡安農村大字草生」を「津市安農町草生」に、「同 郡同 村大字曹根」を「津市安農町曹根」に改める。

表657の項中「安芸郡美里村大字家所」を「津市美里町家所」に改める。

表658の項中「一志郡久居町」を「津市」に改める。

表661の項中「一志郡白山町大字一本木」を「津市白山町一本木」に、「一志郡一志町」を「津市」に改める。

表662の項中「一志郡白山町大字藤」を「津市白山町藤」に改める。

表663の項中「一志郡白山町大字一本木」を「津市白山町一本木」に、「同 郡同町大字御衣田」を「津市白山町川口字御衣田」に改める。

表664の項中「一志郡白山町大字垣内」を「津市白山町垣内」に、「同 郡同 町大字御城」を「津市白山町川口御城」に改める。

表667の項中「一志郡美杉村大字太郎生」を「津市美杉町太郎生」に改める。

表669の項中「阿山郡大山田村」を「伊賀市」に、「安芸郡菟濃町」を「津市」に改める。

表670の項中「一志郡白山町大字城立」を「津市白山町城立」に、「名賀郡言山町」を「伊賀市」に改める。

表673の項中「阿山郡阿山村大字上友田」を「伊賀市上友田」に、「同 郡同村大字巴徳院」を「伊賀市巴徳院」に改める。

表138の項中「上野市」を「伊賀市」に、「滋賀県甲賀郡信楽町大字長野」を「滋賀県甲賀市信楽町長野」に改める。

表676の項中「上野市大字寺田」を「伊賀市寺田」に改める。

表679の項中「阿山郡着目村大字川東」を「伊賀市川東」に、「上野市大字佐那具」を「伊賀市佐那具」に改める。

表56の項中「上野市」を「伊賀市」に、「阿山郡大山田村」を「伊賀市」に改める。

表683の項中「上野市大字栢川」を「伊賀市栢川」に、「名賀郡言山町」を「伊賀市」に改める。

表57の項中「上野市」を「伊賀市」に改める。

表687の項中「上野市大字治田」を「伊賀市治田」に、「同 市大字山田」を「伊賀市山田」に改める。

表688の項中「上野市大字佐那具」を「伊賀市佐那具」に、「同 市大字山田」を「伊賀市山田」に改める。

表782の項中「奈良県宇陀郡生村大字上笠間」を「奈良県宇陀市生村上笠間」に改める。

表695の項中「一志郡美杉村大字風津」を「津市美杉町風津」に、「飯南郡飯南町」を「松阪市」に改める。

表697の項中「一志郡三雲村」を「松阪市」に、「同 郡久居町」を「津市」に改め、「一志郡嬭野町」を廃る。

表702の項中「多気郡勢和村大字圭首」を「多気郡多気町丹生」に改める。

大 淀

表705の項中 東黒部線 を「大淀東黒部松阪線」に、「多気郡三和町大字大淀」を「多気郡明和町大字大淀 松阪市 」

に改める。

表707の項中「多気郡三和町大字南藤原」を「多気郡明和町大字南藤原」に、「同 郡音明村大字竹川」を「多気郡明和町大字竹川」に改める。

表708の項中「多気郡多気町大字仁田」を「多気郡多気町仁田」に改める。

表709の項中「多気郡西外城田村大字相鹿瀬」を「多気郡多気町相鹿瀬」に改める。

表710の項中「飯南郡飯南町」を「松阪市」に改める。

表713の項中「度会郡小俣町」を「伊勢市」に改める。

表719の項中「度会郡南勢町伊勢路」を「度会郡南伊勢町伊勢路」に改める。

表720の項中「伊勢市大字横橋」を「伊勢市横橋町」に、「度会郡南勢町」を「度会郡南伊勢町」に改める。

表721の項中「度会郡度会村」を「度会郡度会町」に、「同 郡南勢町」を「度会郡南伊勢町」に改める。

表722の項中「度会郡南勢町磯津」を「度会郡南伊勢町磯津」に、「同 郡同町押淵」を「度会郡南伊勢町押淵」に改める。

表68の項中「度会郡紀勢町崎」を「度会郡大紀町崎」に、「度会郡紀勢町錦」を「度会郡大紀町錦」に改める。

表728の項中「志摩郡阿児町甲賀字里」を「志摩市阿児町甲賀字里」に、「同 郡同 町同字鹿谷」を「志摩市阿児町甲賀字鹿谷」に改める。

表730の項中「志摩郡洪島町檀山路」を「志摩市洪島町檀山路」に、「同 郡同 町南張」を「志摩市洪島町南張」に改める。

表734の項中「~~礼牟輪船埠口町大寺水口港~~」を「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」に、「~~回 船回 町大寺水口港~~」を「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」に改める。

表739の項中「~~礼牟輪船埠口町大寺水口港~~」を「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」に改める。

三重県告示第269号

県道の路線認定（昭和36年三重県告示第521号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表413の項中「~~礼牟輪船埠口~~」を「~~松原港~~」に改め、「~~礼牟輪船埠口~~」を削る。

表561の項中「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」を「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」に改める。

表572の項及び574の項中「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」を「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」に改める。

表575の項中「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」を「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」に改める。

三重県告示第270号

県道の路線認定（昭和37年三重県告示第207号の2）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表429の項中「~~松原港~~」を「~~松原港~~」に、「~~松原港~~」を「~~松原港~~」に改める。

表568の項中「~~松原港~~」を「~~松原港~~」に改める。

表576の項中「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」を「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」に改める。

表703の項中「~~礼牟輪船埠口町水口港~~」を「~~松原港~~」に改める。

三重県告示第271号

県道の路線認定（昭和40年三重県告示第664号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表16の項中「~~度会郡南勢町~~」を「~~度会郡南伊勢町~~」に、「~~志摩郡磯部町~~」を「~~志摩市~~」に改める。

表24の項中「~~一志郡久居町~~」を「~~津市~~」に改め、「~~一志郡嬬野町~~」を削る。

表9の項中「~~員弁郡員弁町~~」を「~~いなべ市~~」に改める。

表572の項中「~~県道尾鷲二木崎熊野線交点~~」を「~~一般国道311号交点~~」に改める。

表574の項中「~~県道尾鷲二木崎熊野線交点~~」を「~~一般国道311号交点~~」に改める。

三重県告示第272号

県道の路線認定（昭和41年三重県告示第225号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表573の項中「~~度会郡南島町~~」を「~~度会郡南伊勢町~~」に、「~~一般国道260号線分岐点~~」を「~~一般国道260号交点~~」に改める。

三重県告示第273号

県道の路線認定（昭和41年三重県告示第550号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表783の項中「~~飯南郡飯高町~~」を「~~松阪市~~」に、「~~一般国道166号線分岐点~~」を「~~一般国道166号交点~~」に改める。

三重県告示第274号

県道の路線認定（昭和42年三重県告示第167号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表745の項中「多気郡勢和村大字片野」を「多気郡多気町片野」に、「飯南郡飯高町」を「松阪市」に改める。

表747の項中「度会郡大宮町大字打見」を「度会郡大紀町打見」に、「多気郡大台町大字佐原」を「多気郡大台町佐原」に改める。

三重県告示第275号

県道の路線認定（昭和43年三重県告示第816号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表512の項中「一志郡久居町榊原」を「津市榊原町」に、「一志郡白山町大字垣内」を「伊賀市伊勢路」に改める。

表751の項中「北牟婁郡長島町島原字三戸」を「北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原字三戸」に改める。

三重県告示第276号

県道の路線認定（昭和45年三重県告示第769号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表516の項中「北牟婁郡紀伊長島町長島字入江町」を「北牟婁郡紀北町紀伊長島区字入江」に、「北牟婁郡紀伊長島町長島字松本」を「北牟婁郡紀北町紀伊長島区字山居」に改める。

表740の項中「南牟婁郡紀和町大字小船」を「熊野市紀和町小船」に改める。

三重県告示第277号

県道の路線認定（昭和47年三重県告示第175号 3）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表28の項中「一志郡白山町」を「津市」に改め、「安芸郡芸濃町」、「同 郡安濃村」、「同 郡美里村」及び「久居市」を削る。

表33の項中「度会郡南島町」を「度会郡南伊勢町」に、「度会郡紀勢町」を「度会郡大紀町」に改める。

表666の項中「一志郡美杉村八知」を「津市美杉町八知」に、「一志郡一志町」を「津市」に改める。

三重県告示第278号

県道の路線認定（昭和47年三重県告示第697号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表125の項中「桑名郡多度町」を「桑名市」に、「愛知県海部郡佐屋町」を「愛知県愛西市」に改める。

表117の項中「桑名郡多度町」を「桑名市」に、「桑名郡長島町」を「桑名市」に改める。

表118の項中「久居市」を「津市」に改める。

表580の項中「一志郡白山町」を「津市」に、「一志郡三雲村大字小津」を「松阪市小津町」に、「一志郡一志町」及び「一志郡嬉野町」を削る。

表458の項中「458」を「758」に、「多気郡宮川村大字檜原」を「多気郡大台町檜原」に、「度会郡大内山村」を「度会郡大紀町大内山」に改める。

表760の項中「北牟婁郡海山町」を「北牟婁郡紀北町」に改める。

表761の項中「南牟婁郡紀和町大字小森」を「熊野市紀和町小森」に改める。

三重県告示第279号

県道の路線認定（昭和48年三重県告示第279号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表50の項中「阿山郡伊賀町」を「伊賀市」に、「阿山郡阿山町大字横山」を「伊賀市横山」に、「滋賀県甲賀郡信楽町」を「滋賀県甲賀市」に改める。

表51の項中「阿山郡阿山町大字東湯舟」を「伊賀市東湯舟」に、「滋賀県甲賀郡甲賀町」を「滋賀県甲賀市」に改める。

表128の項中「鳥羽市船津町」を「鳥羽市浦村町」に、「志摩郡阿児町」を「志摩市」に、「志摩郡磯部町大字三ヶ所」を「志摩市磯部町三ヶ所」に改める。

三重県告示第280号

県道の路線認定（昭和48年三重県告示第566号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表129の項中「志摩郡磯部町大字穴川」を「志摩市磯部町穴川」に、「志摩郡大王町大字波切」を「志摩市大王町波切」に改める。

三重県告示第281号

県道の路線認定（昭和49年三重県告示第508号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表767の項中「名賀郡青山町種生」を「伊賀市種生」に、「名賀郡青山町奥鹿野」を「伊賀市奥鹿野」に改める。

表769の項中「度会郡南勢町大字中津浜浦」を「度会郡南伊勢町中津浜浦」に、「度会郡南勢町大字五ヶ所浦」を「度会郡南伊勢町五ヶ所浦」に改める。

表770の項中「多気郡大台町大字高奈」を「多気郡大台町高奈」に、「多気郡大台町大字上三瀬」を「多気郡大台町上三瀬」に改める。

三重県告示第282号

県道の路線認定（昭和50年三重県告示第264号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表784の項中「奈良県宇陀郡曾爾村字掛」を「奈良県宇陀市」に改める。

三重県告示第283号

県道の路線認定（昭和52年三重県告示第163号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表15の項中「久居市」を「津市」に、「一志郡美杉村」を「津市」に改め、「一志郡白山町」を削る。

表23の項中「桑名郡多度町」を「桑名市」に、「岐阜県本巣郡穂積町」を「岐阜県本巣市」に、「岐阜県海津郡海津町」を「岐阜県海津市」に改める。

表25の項中「員弁郡北勢町」を「いなべ市」に、「岐阜県海津郡南濃町」を「岐阜県海津市」に改める。

表38の項中「度会郡大宮町」を「度会郡大紀町」に改める。
表39の項中「名賀郡青山町」を「伊賀市」に、「一志郡美杉村」を「津市」に改める。
表40の項中「南牟婁郡紀和町大字矢ノ川」を「熊野市紀和町矢ノ川」に改める。
表42の項中「阿山郡大山田村」を「伊賀市」に改め、「安芸郡芸濃町」を削る。
表43の項中「一志郡一志町」を「津市」に、「一志郡美杉村」を「津市」に改める。

三重県告示第284号

県道の路線認定（昭和52年三重県告示第335号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表106の項中「桑名郡長島町」を「桑名市」に、「岐阜県海津郡海津町」を「岐阜県海津市」に改める。

三重県告示第285号

県道の路線認定（昭和55年三重県告示第245号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表775の項中「阿山郡阿山町」を「伊賀市」に、「滋賀県甲南郡甲南町」を「滋賀県甲南市」に、「滋賀県甲賀郡甲賀町」を「滋賀県甲賀市」に改める。

三重県告示第286号

県道の路線認定（昭和57年三重県告示第677号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表北勢多度線の項中「員弁郡北勢町」を「いなべ市」に、「桑名郡多度町」を「桑名市」に改め、「員弁郡員弁町」を削る。

表松阪青山線の項中「名賀郡青山町」を「伊賀市」に改め、「一志郡嬉野町」を削り、「一志郡白山町」を「津市」に改め、「一志郡美杉村」を削る。

表鳥羽磯部線の項中「志摩郡磯部町」を「志摩市」に改める。

表伊賀青山線の項中「阿山郡伊賀町」を「伊賀市」に、「名賀郡青山町」を「伊賀市」に改め、「阿山郡大山田村」を削る。

表新堂停車場線の項中「阿山郡伊賀町」を「伊賀市」に改める。

三重県告示第287号

県道の路線認定（昭和57年三重県告示第726号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表81の項中「奈良県宇陀郡普爾村」を「奈良県宇陀市」に改める。

三重県告示第288号

県道の路線認定（昭和58年三重県告示第470号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表津香良洲線の項中「一志郡香良洲町」を「津市」に改める。

三重県告示第289号

県道の路線認定（平成2年三重県告示第173号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表久居停車場津線の項中「久居市久居停車場」を「津市久居停車場」に改める。

三重県告示第290号

県道の路線認定（平成2年三重県告示第614号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表777の項中「小俣町」を削る。

三重県告示第291号

県道の路線認定（平成5年三重県告示第208号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表30の項中「一志郡嬉野町」を「松阪市」に、「一志郡美杉村」を「津市」に改める。

表31の項中「多気郡宮川村」を「多気郡大台町」に改める。

表53の項中「多気郡宮川村大杉」を「多気郡大台町大杉」に、「多気郡宮川村檜原」を「多気郡大台町檜原」に改める。

表102の項中「度会郡二見町」を「伊勢市」に改める。

表424の項中「度会郡大宮町」を「度会郡大紀町」に、「多気郡宮川村」を「多気郡大台町」に改め、「多気郡大台町」を削る。

表766の項中「北牟婁郡紀伊長島町東長島字多田ヶ瀬」を「北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字多田ヶ瀬」に、「北牟婁郡紀伊長島町東長島字山居」を「北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字山居」に改める。

三重県告示第292号

県道の路線認定（平成5年三重県告示第210号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表516の項中「北牟婁郡紀伊長島町長島字入江」を「北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島字入江」に、「北牟婁郡紀伊長島町長島字山居」を「北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島字山居」に改める。

三重県告示第293号

県道の路線認定（平成5年三重県告示第279号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表66の項中「66」を「67」に、「一志郡一志町」を「津市」に、「一志郡嬉野町」を「松阪市」に改める。

三重県告示第294号

県道の路線認定（平成5年三重県告示第492号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表778の項中「尾鷲市大字中井浦」を「尾鷲市坂場西町」に改める。

三重県告示第295号

県道の路線認定（平成6年三重県告示第179号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

表7の項中「桑名郡長島町大字松蔭」を「桑名市長島町松蔭」に、「桑名郡長島町大字小島」を「桑名市長島町小島」に改める。

表11の項中「鈴鹿郡関町」を「亀山市」に改める。

表49の項中「阿山郡阿山町」を「伊賀市」に、「阿山郡伊賀町」を「伊賀市」に、「滋賀県甲賀郡甲南町」を「滋賀県甲南市」に改める。

表55の項中「久居市」を「津市」に、「安芸郡河芸町」を「津市」に改め、「津市」を削る。

表58の項中「一志郡一志町」を「津市」に改める。

表61の項中「志摩郡磯部町」を「志摩市」に、「志摩郡大王町」を「志摩市」に改める。

表62の項中「南牟婁郡紀和町」を「熊野市」に改める。

表132の項中「阿山郡阿山町」を「伊賀市」に、「滋賀県甲賀郡甲南町」を「滋賀県甲南市」に改める。

表648の項中「安芸郡芸濃町」を「津市」に改める。

表750の項中「志摩郡阿児町」を「志摩市」に改める。

表765の項中「南牟婁郡紀和町長尾」を「熊野市紀和町長尾」に、「南牟婁郡紀和町板屋」を「熊野市紀和町板屋」に改める。

三重県告示第296号

県道の路線認定（平成7年三重県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野呂昭彦

表114の項中「久居市」を「津市」に改める。

表140の項中「員弁郡大安町」を「いなべ市」に改める。

表141の項中「南牟婁郡鵜殿村」を「南牟婁郡紀宝町」に改める。

表144の項中「鈴鹿郡関町」を「亀山市」に改める。

表145の項中「一志郡嬉野町大字天花寺」を「松阪市嬉野天花寺町」に、「一志郡嬉野町大字一志」を「松阪市嬉野一志町」に改める。

表146の項中「阿山郡伊賀町」を「伊賀市」に、「阿山郡大山田村」を「伊賀市」に改める。

表147の項中「一志郡嬉野町」を「松阪市」に改める。

表148の項中「桑名郡多度町大字御衣野」を「桑名市多度町御衣野」に、「桑名郡多度町大字北猪飼」を「桑名市多度町北猪飼」に改める。

表149の項中「桑名郡多度町大字御衣野」を「桑名市多度町御衣野」に、「桑名郡多度町大字下野代」を「桑名市多度町下野代」に改める。

表150の項中「多気郡多気町大字前村」を「多気郡多気町前村」に、「多気郡多気町大字野中」を「多気郡多気町野中」に改める。

表151の項中「度会郡大宮町」を「度会郡大紀町」に改める。

表152の項中「度会郡南勢町」を「度会郡南伊勢町」に、「志摩郡浜島町」を「志摩市」に改める。

表153の項中「上野市佐那具」を「伊賀市佐那具」に、「上野市市部」を「伊賀市市部」に改める。

表154の項中「上野市佐那具」を「伊賀市佐那具」に、「上野市荒木」を「伊賀市荒木」に改める。

表155の項中「北牟婁郡海山町」を「北牟婁郡紀北町」に改める。

表157の項中「員弁郡北勢町大字川原」を「いなべ市北勢町川原」に、「員弁郡北勢町大字瀬木」を「いなべ市北勢町瀬木」に改める。

表168の項中「桑名郡長島町」を「桑名市」に、「愛知県海部郡立田村」を「愛知県愛西市立田町」に改める。

表649の項中「安芸郡安濃町」を「津市安濃町」に改める。

表668の項中「鈴鹿郡関町」を「亀山市」に、「阿山郡大山田村」を「伊賀市」に改める。

表686の項中「上野市」を「伊賀市」に、「阿山郡島ヶ原村」を「伊賀市島ヶ原」に改める。

表691の項及び693の項中「名賀郡青山町」を「伊賀市」に改める。

表698の項中「一志郡三雲町」を「松阪市」に改める。

表729の項中「志摩郡志摩町和具字東」を「志摩市志摩町和具字東」に、「志摩郡志摩町和具字浦田」を「志摩市志摩町和具字浦田」に改める。

表780の項中「牟婁郡紀和町」を「熊野市」に、「和歌山県東牟婁郡熊野川町」を「和歌山県新宮市矢の川町」に改める。

三重県告示第297号

県道の路線認定（平成8年三重県告示第211号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表601の項中「員弁郡藤原町大字本郷字田尻」を「いなべ市藤原町本郷字田尻」に、「員弁郡藤原町大字志礼石新田字白瀬野」を「いなべ市藤原町志礼石新田字白瀬野」に改める。

表602の項中「志摩郡大王町波切字当茂地」を「志摩市大王町波切字当茂地」に、「志摩郡大王町波切字成瀧」を「志摩市大王町波切字成瀧」に改める。

表603の項中「多気郡宮川村大字大杉字宮古谷」を「多気郡大台町大杉字宮古谷」に、「北牟婁郡海山町大字上里字山神」を「北牟婁郡紀北町海山区上里字山神」に改める。

三重県告示第298号

県道の路線認定（平成8年三重県告示第445号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表169の項中「度会郡南勢町」を「度会郡南伊勢町」に改める。

三重県告示第299号

県道の路線認定（平成9年三重県告示第969号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表566の項中「国道306号交点」を「一般国道306号交点」に改める。

三重県告示第300号

県道の路線認定（平成13年三重県告示第198号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表547の項中「547」を「716」に、「度会郡小俣町」を「伊勢市」に改める。

表612の項中「桑名郡多度町」を「桑名市」に改める。

三重県告示第301号

県道の路線認定（平成14年三重県告示第190号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表139の項中「上野市界外」を「伊賀市界外」に、「阿山郡大山田村」を「伊賀市」に改める。

表674の項中「阿山郡阿山町大字千貝」を「伊賀市千貝」に、「阿山郡阿山町大字丸柱」を「伊賀市丸柱」に改める。

表615の項中「藤原町西野尻」を「いなべ市藤原町西野尻」に、「北勢町大字垣内」を「いなべ市北勢町垣内」

に改める。

表704の項中「勢和村大字朝柄」を「多気郡多気町朝柄」に改める。

表581の項中「紀伊長島町大字海野」を「北牟婁郡紀北町紀伊長島区古里」に改める。

表659の項中「久居市大字稲葉」を「津市稲葉町」に、「久居市戸木町」を「津市戸木町」に改める。

表660の項中「久居市榊原町」を「津市榊原町」に、「久居市庄田町」を「津市庄田町」に改める。

表677の項中「関町大字加太」を「亀山市」に、「伊賀町上柘植」を「伊賀市上柘植」に改める。

表680の項中「上野市大字西高倉」を「伊賀市西高倉」に、「上野市外山」を「伊賀市外山」に改める。

表711の項中「大台町大字栃原」を「多気郡大台町栃原」に、「度会郡大宮町大字野原」を「度会郡大紀町野原」に改める。

表731の項中「大台町大字菅合」を「多気郡大台町菅合」に、「大宮町」を「度会郡大紀町」に改める。

表755の項中「美杉村八知」を「津市美杉町八知」に、「青山町伊勢路」を「伊賀市伊勢路」に改める。

表756の項中「一志郡三雲町大字久米」を「松阪市」に改める。

三重県告示第302号

県道の路線認定（平成15年三重県告示第220号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表786の項中「鈴鹿郡関町」を「亀山市」に改める。

毎週火、金曜日発行
 購読料（送料並びに消費税及び地方税含む。）
 1 箇月 3,000円
 1 箇年 36,000円
 三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成19年3月30日発行
 津市広明町13番地
 三 重 県
 印刷・販売 株式会社伊勢出版
 〒514-0815 津市藤方亀の越977
 TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431